

○藤沢市監査委員の権限に属する事務の委任等に関する規程

昭和45年9月7日

監査告示第14号

改正 昭和50年1月24日監査告示第15号

昭和55年7月11日監査告示第8号

平成3年3月29日監査告示第2号

令和4年3月15日監査告示第1号

令和5年3月29日監査告示第2号

(目的)

第1条 この規程は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、藤沢市監査委員の権限に属する事務(以下「事務」という。)の一部を委任し、及び補助執行させることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(委任事務)

第2条 次の各号に掲げる事務を市長部局の人事主管課の長に委任する。

- (1) 藤沢市監査事務局職員の競争試験又は選考の実施に関すること。
- (2) 藤沢市監査事務局職員の競争試験受験資格決定に関すること。
- (3) 藤沢市監査事務局職員の研修に関すること。
- (4) 藤沢市監査事務局職員の健康診断の実施及び衛生管理に関すること。
- (5) 藤沢市監査事務局職員の育児休業に関し任命権者がとるべきこととされている措置。

(補助執行させる事務)

第3条 次の各号に掲げる事務を市長部局の情報公開及び個人情報保護制度主管課に補助執行させるものとする。

- (1) 藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号)に規定する行政文書の公開の請求の受付をすること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例(令和4年藤沢市条例第17号)に規定する次に掲げる事務

ア 自己を本人とする保有個人情報の開示の請求の受付をすること。

イ 自己を本人とする保有個人情報の訂正の請求の受付をすること。

ウ 自己を本人とする保有個人情報の利用の停止又は消去若しくは廃棄の請求の受付をすること。

エ 自己を本人とする保有個人情報の目的外のための利用又は提供の差止め又は中止の請求の受付をすること。

(昭和50監査告示15・昭和55監査告示8・平成3監査告示2・令和4監査告示1・令和5監査告示2一部改正)

付 則

この規程は、公告の日から施行する。

付 則(昭和50年監査告示第15号)

この規程は、告示の日から施行する。

付 則(昭和55年監査告示第8号)

この規程は、告示の日から施行する。

附 則(平成3年監査告示第2号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和4年監査告示第1号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年監査告示第2号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。